

西東京市産後ケア事業 子どもがど真ん中～安心できる育児スタートを支援～

1 事業の目的

令和3年4月の母子保健法改正により、出産後1年以内の母子及び乳児に対する産後ケア事業の実施が努力義務化されました。

妊娠・出産・育児を取り巻く環境は変化しており、本市はこれまでも様々な支援体制を進めてきました。ただしながら、現状、親族等からのサポート不足、親の孤立感の増加や地域での基盤の薄さから、とまどい、不安を抱えながら育児をスタートするご家庭が増加しております。

このような状況を踏まえ、本市で、新たに赤ちゃんを迎えるご家庭が、心身ともに健やかで、子育てがスタートできるよう、産後ケア事業を実施します。



2 事業の内容

短期入所（ショートステイ）型、通所（デイケア）型により、多様な形で出産・妊産婦を支えるための「産後ケア事業」を実施します。

◇ショートステイ（休む）：産後の疲れが大きくなる前に、入院による母体の休息及びリフレッシュの他、育児手技等を支援。
病院、助産所等のベッドの活用等、宿泊による休養の機会を提供。1人（出産1回）あたり7泊を限度とします（予定）。

◇デイケア（迎える）：家庭を離れ、母児でゆっくり休むための日帰り型支援。
個別・集団で支援が可能な施設において、日帰りのケアを提供。1人（出産1回）あたり5回を限度とします（予定）。

3 実施開始

令和4年8月（予定）

4 予算額（案）

2,072万円

【問い合わせ先】 健康福祉部 健康課（TEL：042-438-4037）